徳島県告示第５２４号

漁業災害補償法（昭和39年法律第１５８号。以下「法」という。）第１０８条第５項において準用する法第１０５条の２第４項の規定により、次の加入区の区域内特定養殖業者の同意が法第１０８条第４項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

法第１０４条第３号に掲げる養殖業
のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	加入区の区域
阿南中央加入区	阿南中央漁業協同組合の地区